



## 政策意図の「翻訳」者として ～旧優生保護法一時金支給法～

前 第五部第二課（厚生担当） **小林 由**（平成 18 年入局）

優生思想に基づく強制不妊手術を認める規定の削除から 20 余年を経て成立した「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律」については、記憶に新しいところかと思えます。

私は、この法律に関して、法制化の検討から成立まで補佐しました。立案過程では紆余曲折がありましたが、そこでの論点の一つとして、「一時金の支給対象者をどのように表現するか」がありました。

これは、当時の優生保護法に基づいて行われた不妊手術を受けた者だけでなく、同法に基づかない不妊手術や放射線の照射を受けた者も幅広く支給対象者とする、という関係議員の意向をどう条文化するかという問題でした。

悩んだのは、後者をどのように条文にするかです。法の枠外で行われた、全容が見えないものをどう表現するか、当初はまさしく雲を掴むような話に感じられました。

一時金が支給されるかどうかを画する条文である以上、明確性が求められます。一方で、議員の意図に照らせば、法律の文言が原因で支給されるべき方に支給されない、ということはあってはなりません。

様々な事例を想定し、条文案を作っては、問題がないか議論する日々が続きました。1 月以上が経過し、最終的に「これだ！」と思える条文案のイメージが固まったときには、道半ばながら一つの大きな山を超えた安堵感がありました。

この法律は、提出前から関心を集め、施行後の動きについても様々な形で取り上げられています。そうしたものに接すると、自分の仕事を与える影響の大きさを改めて実感します。

法により形作られる社会が個人にとってよりよいものとなるよう、依頼議員の政策意図を、それが適切に反映され、法制的にも妥当な条文へと「翻訳」する——創造性と緻密さが求められる仕事に共に取り組めることを、心から楽しみにしています。

## 立案の現場から

### Voice of Senior Staff

我が国の在留外国人の数は 273 万人に上ります。一方で、現在、我が国に居住する外国人が日本語を学ぶ環境は必ずしも十分整備されているとは言い難い状況にあります。また、海外における日本語教育の推進は、我が国に対する諸外国の理解と関心を深める上で重要な課題となっています。

これまで、関係省庁が日本語教育を推進するための各施策を講じていました。しかし、地域の日本語教育支援は文化庁、学校における日本語教育や留学制度は文部科学省、海外の日本語普及は外務省、在留資格制度は法務省、技能実習制度は厚生労働省などと所管が分かれており、日本語教育を推進する司令塔が不明確であるなど「縦割」の弊害が指摘されていました。

このような状況の中、超党派の国会議員からなる「日本語教育推進議員連盟」が結成され、日本語教育推進の基本理念を定め、所管省庁を明確にし、関連施策に「横串」を通すべく「日本語教育の推進に関する法律案」の検討が始まりました。

私たちは、議員連盟の依頼を受け、全ての会議に出席し、関係省庁、地方公共団体、学会、民間団体等のヒアリング結果の取りまとめや、それを受けた議員同士の議論の交通整理、法制的な観点からの助言等を行いました。このような過程を経て、法律案に盛り込まれる事項が決められていきます。

その後、関係省庁との調整をしながら条文化作業を行い、



## 日本語教育関連施策に「横串」を通す ～日本語教育の推進に関する法律～

前 第二部第一課（文部科学等担当） **小野寺 容資**（平成 17 年入局）

各政党の手続を経て、法律案が国会に提出されました。国会では衆議院、参議院ともに全会一致での可決となりました。多くの関係者が納得する内容となるよう約 3 年にわたって丁寧に準備を進めてきた法律案でしたので、私自身感慨もひとしおでした。

このように衆議院法制局では、法律案のアイデアを出す段階から成立するまで一貫して国会議員を補佐します。これが衆議院法制局の仕事の醍醐味の一つだと思います。

行きたい公演のチケットの抽選に外れて意気消沈していると、ネットでチケットが元値の何倍もの値段で転売されていた…そのような経験をしたことはありませんか？転売目的でチケットを大量に購入して高値で転売する、いわゆる「転売ヤー」によるチケットの高額転売問題に対応するためできたのが、チケット不正転売禁止法（正式には、「特定興行入場券の不正転売の禁止等による興行入場券の適正な流通の確保に関する法律」）です。

私が第一部第一課に着任した時、この法案は、条文化も終わり提出を待つばかりの状態でした。しかし、我々の仕事は条文を書いたら終わりではありません。担当する法案が国会で審議されることになれば、答弁者となる提出議員のため答弁案を作成し、事前に答弁内容を打ち合わせ、審議中も委員室で近くに控えてその答弁をサポートします。

チケット不正転売禁止法は、チケットの売買という国民生活に身近な問題を扱い、しかも、罰則を設けているため、わずか9箇条の法律にもかかわらず、その裏には期間にして1年半を超える議論の蓄積があります。国会での答弁は会議録に残り、立法者の意思を知る手がかりとして参照されることもあるので、これまでの議論の蓄積に基づいた正確かつ分かりやすい説明をする必要があるのです。

審議が始まる30分前、自席で待機していると電話が鳴りました。答弁者と打合せ中の先輩職員からです。「今すぐ



議員の情熱に伴走する  
～チケット不正転売禁止法～

第一部第一課（内閣等担当） 石黒 未有（平成28年入局）

答弁を直して！」電話で指示を受け、大至急答弁案を修正し、委員室へ走ります。チケット不正転売禁止法について国民に理解してもらうため、提出議員もギリギリまで答弁内容を練り直します。

このような議員の情熱に伴走して、立案依頼から成立に至る最後の瞬間までお手伝いをする経験を、あなたも衆議院法制局でしてみませんか。

## 立案の現場から

## Message from Junior Staff



「奇跡的な成立」を振り返る  
～動物愛護法改正～

前 第二部第二課（環境等担当） 島谷 聡一（平成29年入局）

平成29年に衆議院法制局に入局して第三部第二課に配属された時は、平成24年以來の動物愛護法の大改正に向けて、超党派の議員連盟と与党の議員連盟で、それぞれ検討が進められているところでした。国会開会中だけでなく閉会中も、両方の議員連盟の議員等と何度も打合せを重ね、動物愛護団体等からの改正要望のヒアリングにも同席して

きました。改正項目が多岐にわたり、法制上の論点も複雑であったことから、議員や関係省庁とも議論を重ねつつ両方の議員連盟の案を検討してきました。

両案には、犬猫に対するマイクロチップ装着の義務付けの範囲や、犬猫等販売業者に対する規制の内容などについて相違点がありました。それぞれの議員連盟の案がまとまったのがゴールデンウィークを前にした平成31年4月下旬、それから両案のすり合わせが始まり、調整の目処が立ったのは、令和元年のゴールデンウィーク明けになってからでした。6月下旬まで行われる通常国会の会期中の成立を目指すという議員の強い意志の下、時間との過酷な戦いの中で、日夜条文化作業に取り組んできました。綱渡りのようなスケジュールでの成立について、議員が「奇跡的な成立」とおっしゃっていたのが印象に残りました。それだけに法案が無事成立したときの喜びもひとしおでした。

法改正の議論の場には、多種多様な価値観・倫理観が持ち込まれ、時に果てしないようにも思える議論が繰り広げられることもあります。そのような中で、衆議院法制局には、特定の立場に与ることなく、どの議員からの依頼にも全力で寄り添って支える中立性が要求されます。立法のプロフェッショナルとして一緒に仕事に取り組む仲間をお待ちしています。